

## 「アジアから見た安倍政権の

### 歴史認識と改憲への動き」

#### 中谷雄二さん(弁護士)

7月6日、参議院選直前に、弁護士の中谷雄二さん  
にお願ひして、表題のテーマで講演を行っていただき  
ました。講演後、参議院選で自民党の圧勝があり、現  
在、NSC設置法案、秘密保護法案が国会上程の日程  
に登っています。状況は切迫しています。危機的状況  
を訴えながらも、「憲法は実現されていない。それを  
実現するために闘ってきたし、これからも闘っていく」  
として、確固とした姿勢を示された中谷さんのお話  
しは、声高ではなかったけれど、力強く 感じられま  
した。以下、その要約です。

#### 安倍首相の歴史認識と政治手法

安倍首相の歴史認識は復古的というか、反動的と  
いうか、きわめてかたよったものです。そして彼は、  
なにかを指摘されると、事実であろうとなかろうと  
声高に否定したり、断定したりする。これは事実を  
検証すれば大ウソであることが、わかることですが、  
マスコミがそれをしないことの問題は大きい。三菱  
身隊訴訟やその他多くの裁判において、強制連行、労  
働の強制性は日本の国家機関＝裁判所で認定されて

いる。多くの証言でそのものが証拠であり、慰安婦事件  
をふくめこれは常識である。

安倍首相は、維新の会の橋本さんが、「慰安婦問題」  
で強い批判を浴びるのを見て、侵略戦争、植民地支配  
の判断は歴史家にまかせる、と言つたようになった。こ  
れは逃げであり、過去の侵略戦争、植民地支配につい  
ての判断を回避するというのは、政治家として無責  
任である。歴史認識は、中国、韓国、北朝鮮との間で  
一貫して政治課題となってきたにもかかわらずであ  
る。ドイツの政治家が一定の限界をもちつつも、事実  
を認め、謝罪をし、賠償もしてきたのと大違いであ  
る。

危機をあまり、強さを求める雰囲気をつくり、軍  
備を増強し、国民をコントロールするという今のやり  
方は、危険なものです。「尖閣」「竹島」の領土問題はコ  
ントロール不能におちいる領域に「近づいている気が  
します」。

私たちが「国益」などという言葉にからめとられな  
いように、気をつけなければならぬ。そもそも国家  
に実体があるわけではなく、人が存在しているので  
あり、約束事として組織や法律ができるのである。こ  
のことを考えないと善意でからめとられることにな  
るかもしれない。

#### 日本国憲法とアジア

侵略戦争と植民地支配の反省から日本国憲法がう  
まれたのである。押しつけ憲法などというが、それ以  
前に日本帝国はポツダム宣言を受諾しており、この

時点で天皇主権は解体されており、カイロ宣言・ポツ  
ダム宣言に、占領地からの駆逐、軍隊の解体、国民主  
権、民主化をすすめる、基本的人権などがもりこま  
れており、それをうけたのが憲法である。これは日  
本帝国が自ら主体的にうけ入れたということである。  
憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信  
頼して」の諸国民とは日本軍が侵略、植民地支配した  
地域に住む人たちのことである。日本国憲法は、も  
う侵略はしない、平和国家となる、というアジア諸国  
民との約束です。その意味で、憲法を変えようといふこ  
とは、約束違反である。「改憲」を言えば、戦争をす  
る気か、となる。韓国の朴大統領がまさきに中国を  
訪問したのは、そのような反応です。アジアのなかには  
中国を警戒して、「憲法改正」に理解を示す国家指  
導者もいるが、日本軍に残酷な行為をうけた被害者  
が今だに多くみえるなか、国家指導者の発言と、こう  
した被害者の感情は分けて考えなければならぬ。

#### 立法改憲と明文改憲

自民党は「憲法草案」を提示して憲法「改正」をめざ  
しています。「この自民党の憲法草案について、軍事国  
家、秘密国家をめざす側面がかたられますが、中谷  
さんは、それとともに、企業の経済活動の絶対的自  
由が語られていることに注意する必要があると述べ  
ておられました。憲法草案については前回の飯島滋明  
さんの講演とかさなるところが多かったので、「ここ  
では、中谷さんの立法改憲についてのお話を中心に要  
約します」。

すでに成立した共通番号制によって、国家は国民の情報を集め、監視する。それとつらばらに、秘密保全法（秘密保護法）をつくり、国家は情報を秘密にし、それを知ろうと接近した国民には重罰を課すという体制をつくりあげようとしている。私たちの国がいつたいてい「入行」しようとしているのか、想像力を働かせていかなければならない。これらのことは、改憲することなく先取的にすすめられている。

「国家安全保障基本法」の集団的自衛権の問題も、本来国連憲章でいうところの集団的自衛権のことを論じているわけではない。「日米の艦船がならんで航行していたときに攻撃されたら」とか、「弾道ミサイルを撃ち落とす」とか、何の前後の脈絡のない状況を設定して、論じているが、アメリカとともに戦争できるようにするためのものといえる。

## 運動の展望

運動の将来には楽観的です。まだまだ私たち闘う勢力は強いし、明文改憲も簡単にくわけではない。反システム運動というかたちで、既得権益と関係のない人たちが、一人ひとりで闘っていきましょう。今の時代は他の闘っている人たちがただちに知ることができ、つながりもできる。たとえひどい軍事国家になったとしても、軍事独裁をうちたおした韓国の民衆の例がある。私たちも闘えばいいんです。うちたおせばいいんです。それではあまりにも犠牲が多くなるから、今闘わねばならないということです。

最後に、具体的な構想を持たねば運動は展望でき

ない、という意味深い指摘をされたあと、がんばりましょう、とむすばれました。

要約のため、中谷さんのお話の力強さが表現できませんでした。もうしわけありません。

（八木）